

区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）一般精神保健  
相談医設置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）における一般精神保健相談医（以下「相談医」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（身分）

第2条 相談医の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職に属する非常勤嘱託員とする。

（設置等）

第3条 相談医の職の設置場所は健康福祉局障害保健福祉部精神保健課、勤務場所及び配置人数は、別表のとおりとする。

（職務）

第4条 相談医は、次に掲げる職務に従事する。

- （1）精神保健相談に関する医学的判断及び指導。
- （2）精神保健従事者に対する指導及び助言。
- （3）その他、精神保健相談に関する事項

（職務の原則）

第5条 相談医は、次に定めるところにより職務を行わなければならない。

- （1）相談者の人格、プライバシー等を侵害する恐れのある行為をしてはならない。
- （2）職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- （3）個人情報については、関係法令の定めるところに従い、適正に取り扱

わなければならない。

- (4) 区役所地域みまもり支援センター所長(以下「所長」という。)及び関係職員と常時緊密な連絡を保持しなければならない。

(任用要件)

第6条 相談医は、次の要件をすべて満たす者でなければならない。

- (1) 医師の資格を有する者。  
(2) 人格及び識見に優れ、精神保健に対する理解と熱意とを有する者。  
(3) 心身ともに健康である者。

(任用)

第7条 市長は、前条の任用要件に該当する者のうち、適当と認める者を相談医に任命するものとする。

2 相談医の任用期間は、原則として1年以内とする。

(任用期間の更新)

第8条 市長は、任用の期間内の勤務成績が良好である相談医については、その任用期間を4回に限り更新することができる。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定に関らず任用期間を満了した相談医を再度任用することができる。

(退職)

第9条 相談医は、次の各号のいずれかに該当するときは、その日をもって退職するものとする。

- (1) 任用期間が満了した日。  
(2) 相談医が退職を願い出て承認があった日。  
(3) 死亡したとき。

(解職)

第10条 市長は、相談医が次のいずれかに該当するときは、その職を解くこ

とができる。

(1) 勤務成績が良くないとき。

(2) 心身の故障のため、その業務の遂行に支障があるとき、又はこれに堪えないとき。

(3) その職に必要な適格性を欠くとき。

(勤務日及び勤務時間等)

第11条 相談医の月間の勤務日数は、別表のとおりとし、勤務日については毎月所長が定める。勤務時間は原則として午前8時30分から午後5時までの間の必要な時間とする。

2 所長は、第4条に規定する職務について、必要と認めるときは、相談医に対し地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）以外の必要な場所においてその職務を行うことを命ずることができるものとする。

(休日)

第12条 次に掲げる日は、休日とし、相談医は原則として勤務を要しないものとする。

(1) 日曜日及び土曜日。

(2) 国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日。

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に該当する日を除く。)

(特別休暇)

第13条 相談医に対して、川崎市非常勤嘱託員に関する要領(4川総雇第74号)に定めるところにより特別休暇を付与することができる。

(報酬)

第14条 相談医に対しては、第1種報酬及び第2種報酬を支給する。

2 第1種報酬の額は、別表のとおりとする。ただし、実際に勤務した日数(特別休暇を取得した日は、実際に勤務した日数に含める。)がない月につい

ては報酬を支給しないものとする。

3 第2種報酬の額は正規職員の例による。

4 前2項に規定する報酬の支給方法は、この要綱に定めるもののほかは、正規職員の例による。

(費用弁償)

第15条 相談医がその職務のため出張するときは、当該出張に係る旅費を支給する。

2 前項の旅費の額及び支給方法は、一般職の職員に対する旅費支給の例による。

(服務等)

第16条 所長は、相談医の勤務状況を出勤簿等により把握し、相談医として必要な服務規律が守られるよう指揮監督しなければならない。

(公務災害等の補償)

第17条 相談医の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年川崎市条例第35号)の定めるところによる。

2 相談医が公務上の災害又は通勤による災害を受け、勤務日に勤務しない場合は、その期間の報酬は支給しないものとする。

(委任)

第18条 その他この要綱の施行について必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

勤務場所	配置人数	勤務日数	第1種報酬額
川崎区役所地域みまもり 支援センター（福祉事務 所・保健所支所） 高齢・障害課	2人	月1日	月額 20,000円
幸区役所地域みまもり支 援センター（福祉事務所 ・保健所支所） 高齢・障害課	2人	月1日	月額 20,000円
中原区役所地域みまもり 支援センター（福祉事務 所・保健所支所） 高齢・障害課	2人	月1日	月額 20,000円
高津区役所地域みまもり 支援センター（福祉事務 所・保健所支所） 高齢・障害課	1人	月2日	月額 39,900円
宮前区役所地域みまもり 支援センター（福祉事務 所・保健所支所） 高齢・障害課	2人	月1日	月額 20,000円
多摩区役所地域みまもり 支援センター（福祉事務 所・保健所支所） 高齢・障害課	2人	月1日	月額 20,000円
麻生区役所地域みまもり 支援センター（福祉事務 所・保健所支所） 高齢・障害課	2人	月1日	月額 20,000円